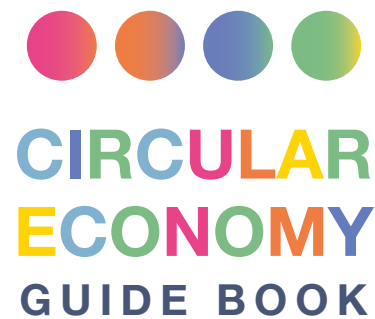


産業廃棄物処理業者のための
サーキュラーエコノミー
実践の手引き

“処理”から「循環」へ
産廃処理業者に求められる役割



産業廃棄物処理業の循環経済移行促進コーディネータ派遣（建設廃棄物を除く）事業委託
令和8年3月 発行

発行 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-3586（指導担当）

令和7年度
登録第104号
環境資料第37074号

はじめに

東京都内で発生する年間の産業廃棄物は26,544千t(令和5年度実績)であり、上下水道、建設業、製造業の3業種で排出量総計の98.1%を占めています。総量のうち61.0%は減量化、37.0%は再利用、2.0%が最終処分されています。都内では再生利用や減量化が進む一方で、依然として最終処分量の削減や高度リサイクルの拡大が課題として残されています。また、資源循環に関する都の政策では、天然資源の消費量を削減し、環境負荷を低減するとともに社会システムとして、廃棄物処理システムを強化するなど、持続可能な循環型社会の実現に向けた方向性が示されています。

こうした状況のなか、世界でも気候変動の深刻化や資源制約の高まりにより、社会システムそのものの転換が求められています。特に、廃棄物を「出して捨てる」発想から、資源を循環させ価値を最大化する「サーキュラーエコノミー(CE)」への移行は、国際的にも重要な潮流となっています。企業には、環境負荷の低減に加え、循環経済の視点を取り入れた新たなビジネスモデルの構築が求められつつあります。

本冊子は、こうした社会的背景と東京都の現状をふまえ、都内の処理業者の皆さまに向けて、基礎的なサーキュラーエコノミーの知識、国内外の政策動向、都内の資源循環の方向性、そして実践事例を分かりやすく整理したものです。サーキュラーエコノミーへの移行は、単なる環境対応にとどまらず、新たな事業機会を創出し、産業廃棄物処理業の未来を切り拓く大きな可能性を秘めています。本冊子が、皆さまのサーキュラーエコノミーに向けた取り組みに御活用いただければ幸いです。



目次

1	サーキュラーエコノミーの基本の「き」
	“サーキュラーエコノミー”ってどんなもの？
	3Rとサーキュラーエコノミーの違い
	同時に読み解く脱炭素と生物多様性
	日本の法制度
2	サーキュラーエコノミーへの転換に向けて
	東京都における政策の方向性
	排出事業者市場におけるサーキュラーエコノミーの方向性
	サーキュラーエコノミーをさらに進めるには
	製造業・商業施設等で進むサーキュラーエコノミーの事例
	産業廃棄物処理事業者に求められる変化
	サーキュラーエコノミーに移行するリスクと機会
	産業廃棄物処理業者に求められる役割
	処理業者のファーストステップ
3	サーキュラーエコノミー移行の実践事例(国内2事例)
	処理業者：サイクラーズ株式会社
	排出事業者×処理業者連携：アスクル株式会社×白井エコセンター株式会社
4	国内制度利用のすすめ
	各種の補助事業の活用
	各種プラットフォームへの参画
	東京都による研修動画・コーディネータ派遣

めぐロウ

ぼくらがガイドします！

しよりまる

循環の知恵を教えてくれるサーキュラーエコノミー博士のフクロウ。いつも落ち着いた口調で、わかりやすく、楽しく資源の循環や再利用の大切さを教えてくれます。しよりまるにサーキュラーエコノミーの考え方を伝えながら、循環の考え方を日々の仕事に活かすヒントを届けます。

産業廃棄物の処理を担当する、ちょっと無骨で現実的な作業員。最初はサーキュラーエコノミーのことはよくわからなかったけれど、めぐロウの教えで少しずつ理解し、自分の事業に循環のアイデアを取り入れたいなっています。4コマ漫画では、学びながら変わっていく姿が描かれます。

知る

変わる

学ぶ

活かす

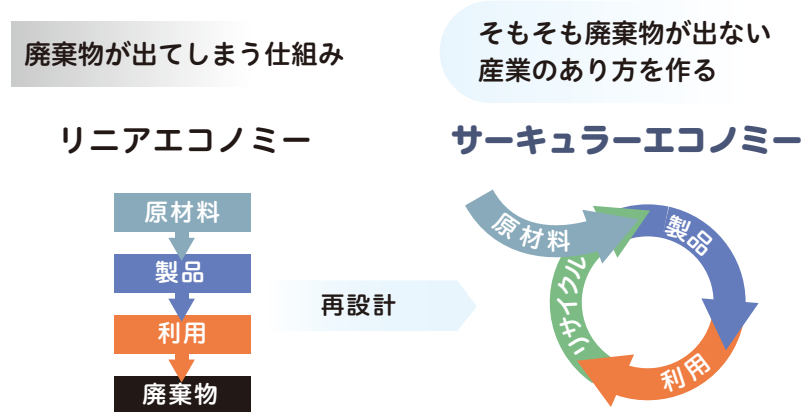
1 サークュラーエコノミーの基本の「き」

“サーキュラーエコノミー”ってどんなもの？



●サーキュラーエコノミーとは

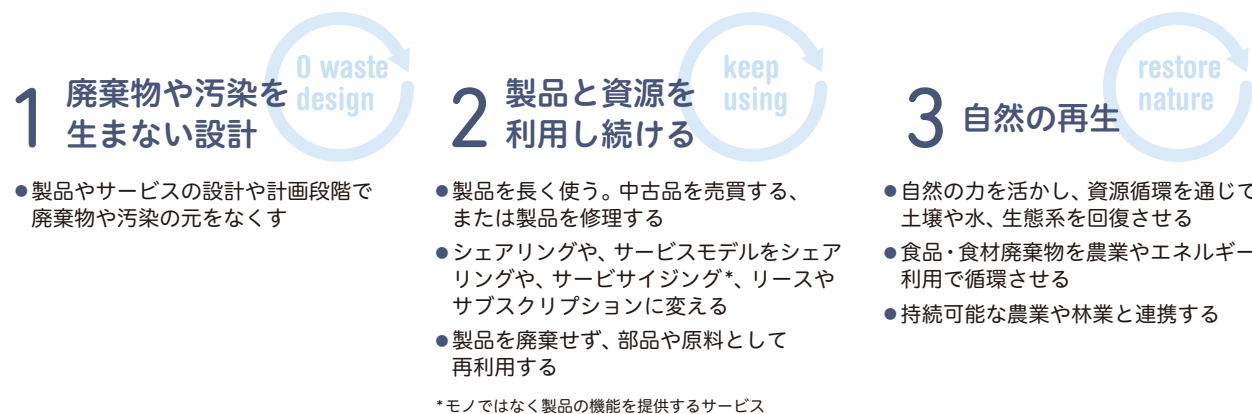
サーキュラーエコノミー(循環経済)とは、資源の使い過ぎを抑え、製品や資源をできるだけ長く活用し、廃棄物を減らしていく考え方です。環境省では、資源や製品の価値を最大限に活かしながら、環境への負担を減らし、新しい産業や雇用といった価値も生み出す経済活動と定義しています。「作って捨てる」仕組みから離れ、循環利用を通じて持続可能な社会を目指す考え方です。



出典：環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」令和3年版

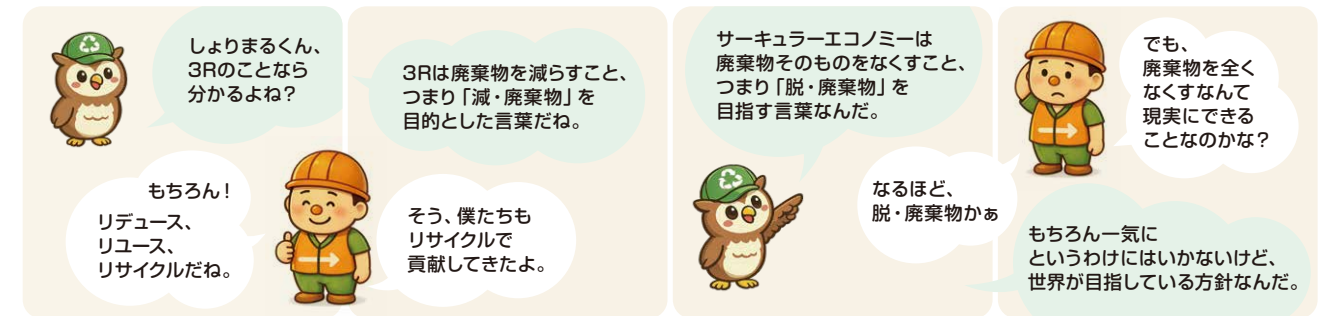
●サーキュラーエコノミーの三原則

サーキュラーエコノミーを推進するためにエレン・マッカーサー財団によって掲げられた三つの基本原則が世界的に評価・支持されています。これらは資源循環の考え方を理解し、実際の取り組みに落とし込むうえで重要な指針となります。



*モノではなく製品の機能を提供するサービス

3Rとサーキュラーエコノミーの違い



●3Rとサーキュラーエコノミーの違い

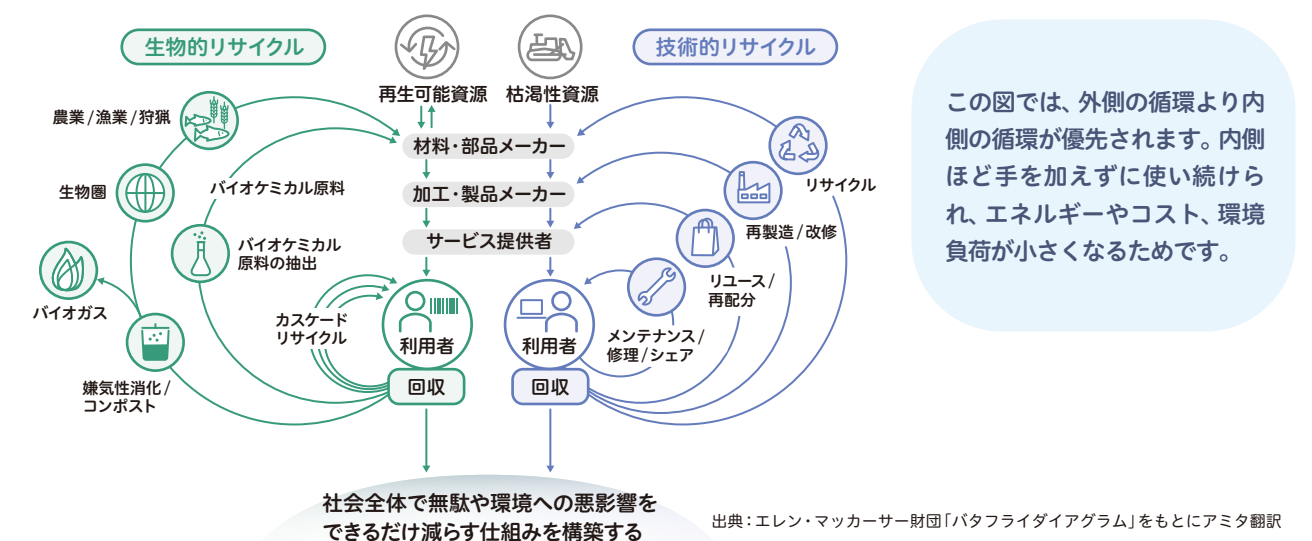
3Rとは、リデュース(Reduce・ごみの発生を減らす)、リユース(Reuse・繰り返し使う)、リサイクル(Recycle・再資源化する)の3つのRの総称です。3Rは、廃棄物が出ることを前提としたうえで、その量をいかに減らすかを考える取り組みです。一方、サーキュラーエコノミーは、そもそも廃棄物が出ないように製品やサービスを設計します。3Rとサーキュラーエコノミーは、根本的な考え方が異なります。



オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」をもとにアミタ作成

●サーキュラーエコノミーの全体像を示す考え方の図

下に示した図は、資源をできるだけ無駄にせず循環させる経済の考え方を、全体の流れとして整理したものです。左側は、自然の中で分解・再生が可能な資源の循環を示し、右側は、金属やプラスチックなどの資源を、回収・再利用しながら使い続ける流れを表しています。この図では製品や材料をできるだけ長く使い、修理や再使用、共有などによって価値を保ち、最終的に原料として再利用するという、複数の循環手段が整理されています。



出典：エレン・マッカーサー財団「バタフライダイアグラム」をもとにアミタ翻訳

同時に読み解く脱炭素と生物多様性

脱炭素対策もあるし、課題が多いなあ

モノを長く使って捨てる量を減らせば、製造や焼却時のCO₂も減らせるね。

サークキュラーエコノミーを目指す、脱炭素対策にもなるんだよ。

そのうえ、自然の恵みや力を育むことにもなるんだ。

自然も守れちゃうの!?

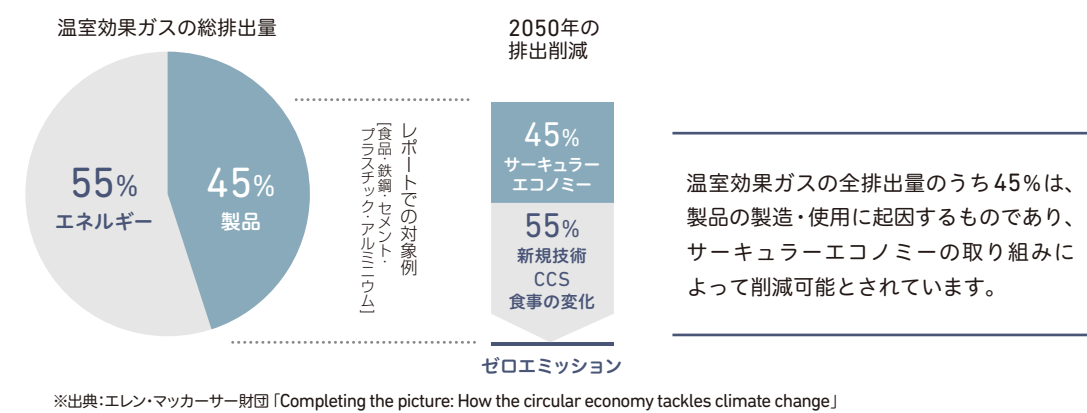
そう、木材や鉱物などの原料の使用を抑えることで自然を守れるね。

資源循環も脱炭素も、自然の力を上手に活かすことが大切なんだ。

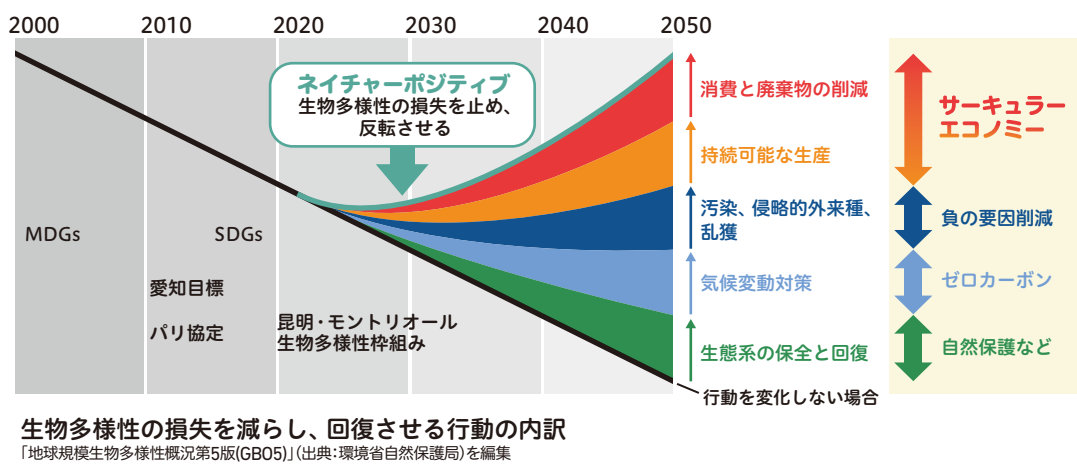
すべて繋がっているんだね！

● 脱炭素・生物多様性とも繋がっている!?

サークキュラーエコノミーは、脱炭素や自然資本（生物多様性）と密接に関係しており、切り離して考えることはできません。カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減は、約半分をエネルギー転換で、残りを資源循環の取り組みで補う必要があるとされています*。つまり、製品や資源の使い方を見直すこと自体が、気候変動対策に繋がるのです。



下の図は、生物多様性の損失を止め、回復させるためには、温室効果ガス削減だけでなく、資源循環の強化や生態系の保全・回復を同時に進めることが不可欠であることを示しています。サークキュラーエコノミーは、ネイチャーポジティブ（自然をこれ以上失わず、回復・再生へと向かわせる考え方）を実現する重要な手段であり、産業廃棄物処理業者には、資源循環の実行主体としてその中核的役割が期待されています。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
「地球規模生物多様性概況第5版(GB05)」(出典:環境省自然保護局)を編集

日本の法制度

● 循環経済を国家戦略へ

循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画は概ね5年ごとに見直しがされています。2024年8月2日には第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、日本でも循環経済への移行を国家戦略として明確に位置付けました。

● 国内資源循環を促す2つの法律

国内の資源循環を促進する主な法律として資源有効利用促進法（正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律）と再資源化事業等高度化法（正式名称：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律）があげられます。この2つの法律はサークキュラーエコノミー実現に向けて補完し合う両輪のアプローチ関係にあります。資源有効利用促進法は2025年2月25日に改正案が閣議決定されました。主に製造事業者による取り組みを後押しするための内容となっており、3Rを一層強化し、サークキュラーエコノミーへの移行を加速させる内容となっています。

ここでは廃棄物処理事業者の皆様に影響が大きい、再資源化事業等高度化法について説明していきます。

資源循環の上流と下流をつなぐ2つの法律だね！



● 廃棄物処理業者が見る！再資源化事業等高度化法のポイント

再資源化事業等高度化法は製造業者等が必要とする再生材の質と量が確実に供給されるように、再資源化の取り組みを高度化し、資源循環産業の発展を目指す法律です。規制的面は、廃棄物処理事業者に関するものが中心となっています。

Point1
再資源化事業等高度化法の認定制度

高度化に向けた事業計画を国に申請することで廃棄物処理法の許可を受けずに再資源化事業を行うことができます。

Point2
再資源化の実施状況報告

特定産業廃棄物処分業者*は産業廃棄物の種類及び処分方法ごとに、処分を行った数量と再資源化した数量を毎年国に報告する必要があります。

Point3
再資源化の実施状況に応じて措置命令

特定産業廃棄物処分業者が再資源化の実施状況が不十分だと判断された場合には、国が勧告および状況に応じて措置命令を出すことができます。

Point4
関連設備投資への税制優遇

認定を受けた事業計画に基づく設備投資に対して35%の特別償却を認めるなど税制優遇の特別措置が設けられます。

※特定産業廃棄物処分業者
・年間の産業廃棄物処分量が10,000t以上の事業者
・廃プラスチック類については、年間の廃プラスチック類の処分量が1,500t以上の事業者
(いずれも埋立処分・海洋投入処分した量は含まない)

詳細はこちら



2 サークュラーエコノミーへの転換に向けて

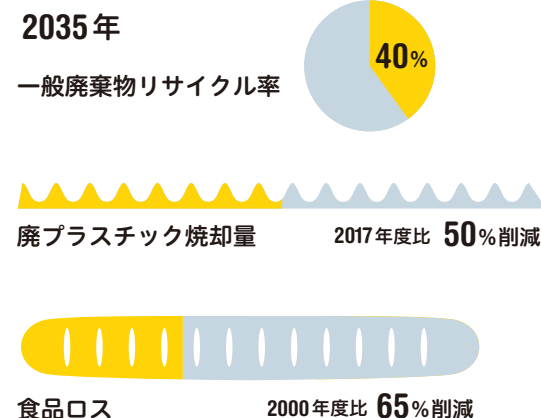
東京都における政策の方向性

●「ゼロエミッション東京戦略」におけるサーキュラーエコノミー政策の方向性

東京都は「ゼロエミッション東京戦略」において、資源循環を温室効果ガス削減と並ぶ重要な政策分野と位置付け、「2030年カーボンハーフとその先の未来に向けて」と題し、廃棄物の発生抑制と再資源化を社会全体で進める方針を示しています。

●2035年に向けた数値目標

2035年に向けて資源循環と温室効果ガス削減を同時に進めるため、いくつかの具体的な数値目標が設定されています。一般廃棄物のリサイクル率は40%まで高め、資源としての回収と再利用を一層進める方針です。また、廃プラスチック焼却量については、焼却処理に伴うCO₂排出を抑えるため、2017年度比で50%削減を目指しています。さらに、食品ロスは2000年度比で65%削減とされ、生産から消費までの各段階での無駄の見直しが求められています。これらの目標は、廃棄物対策を環境政策の中心に据え、循環型社会への転換を進めるための重要な指標となっています。



●産業廃棄物処理業の潮流

ゼロエミッション東京戦略では、排出事業者に対して廃棄物の発生抑制や再資源化の徹底が強く求められており、その実行を支える存在として産業廃棄物処理業者の役割が大きく変わりつつあります。単に廃棄物を受け入れて処理するだけでなく、分別の高度化、再資源化の提案、循環しやすい処理方法の設計などを通じて、排出事業者と一体となって資源循環を進めることが期待されています。今後は「処理業者」から「資源循環パートナー」へと役割を広げることが、事業継続と社会的評価の両面で重要であると示されています。

Point1 “処理”から「資源循環」への役割転換

産業廃棄物処理業者は、単に焼却・埋立を行うだけでなく、分別の工夫や再資源化ルートの構築を通じて、資源として活かす役割が求められます。排出事業者の削減目標を実現するための実務パートナーになることが重要です。

Point3 排出事業者への「提案力」が求められる

産業廃棄物処理業者は、廃棄物を「どう削減し」「どう循環できるか」について、排出事業者へ示すことが重要になります。処理方法の選択肢を示せる業者ほど、長期的な信頼関係を築きやすくなります。

Point2 分別・前処理の高度化

高精度な分別や前処理は、再資源化率を高めるだけでなく、処理単価や取引継続にも影響します。設備更新や新技術の導入は、今後の受注力を左右するポイントになります。

Point4 補助事業を活用した設備投資・体制強化

国や自治体では、再資源化設備の導入や高度分別への対応を支援する補助事業が用意されています。東京都の支援や国の資源循環・脱炭素系補助制度を活用することで、負担を抑えながら事業転換を進めることが可能です。

排出事業者市場におけるサーキュラーエコノミーの方向性

●産業廃棄物処理業者が今すぐ知っておくべきこと

近年の国際的な枠組みや政策・企業の動きにより、大手企業は製品・サプライチェーン全体で廃棄物を極力減らす経営体制を強化しています。これに伴い、下請けや調達先にも「廃棄物削減・循環性の担保」が求められるため、企業全体として産業廃棄物の発生総量は中長期的に減少する方向にあると見込まれます。結果として、従来の「廃棄物を収集・最終処分する」だけのビジネスモデルでは収益が維持できなくなるリスクが高まっています。

背景 グローバルな枠組み・政策（産廃処理需要に影響を与える要因）

- 1 EU発の強力な製品・循環規制（例：ESPR）
EUは「エコデザイン規則（ESPR）」を制定し、製品の耐久性・修理容易性・再資源化性を義務付ける枠組みを導入しました。EU向け取引を行う国内のグローバル企業は、発注先に同様の水準を求めることが増えます。
- 2 企業各社のコミットメント（循環化・廃棄削減の誓約と実行）
大手消費財・製造企業は「廃棄を前提としない」設計・包装・回収モデルへの転換を進め、廃棄削減目標を公表しています。サプライチェーンにおける廃棄物低減は、購買基準・取引継続の条件になるケースが増えています。
- 3 拡張生産者責任（EPR）と政策の拡大
EPRの対象範囲は、包装資材に加えて繊維・電機・建材・食品廃棄物へと広がる可能性があります。EPRは生産者に回収・再資源化責任を負わせるため、回収ルート整備や調達先との協働が必須になります。
- 4 国際機関（UNEP等）からの強い後押し
UNEPや国連系のレポートは、廃棄物の増加が続けば環境・社会・経済的成本が拡大すると警告し、廃棄削減と循環モデルへの転換を政策的に促進しています。これにより国際的に資金や支援が循環型ソリューションに流れる傾向があります。

東京都内の主要排出事業者において想定される主な変化

全体として「廃棄物の量の減少」と「廃棄物の質（分別・再資源化・再利用等）の高度化」が同時に進むため、従来の収集運搬→最終処分中心の収益モデルは縮小し、廃棄物の分別・再資源化・データ連携を提供できる事業者が優位になります。

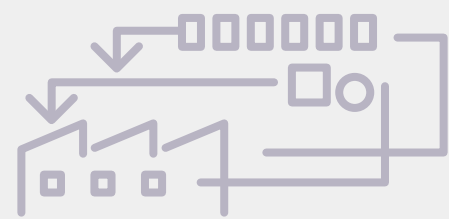
- 製造業 設計段階の素材統合やモジュール化、製品使用後の回収により、「回収→再製造」のモデルが普及し、金属や電子部品の廃棄物量が減少する。その一方で、分解・選別に係る委託処理サービスの需要が高まる。
- 流通・小売 包装の簡素化やリユース化、製品の回収プログラムの導入により、廃棄量が大きく減少する。一方で製造者・生産者に対する「リサイクル材比率」や「使用後の製品回収率」への要求が高まる。
- 飲食・ホテル フードロス削減、リユース備品の導入、食品廃棄物の資源化（バイオガス化等）で廃棄物量が減少する。一方で生ごみ等の回収後の前処理やバイオ処理における高度化の必要性が高まる。
- 各種サービス業 ペーパーレス化や脱プラスチック化、レンタル・シェアリングサービスの広がりによって、廃棄物発生が抑えられる。

サーキュラーエコノミーをさらに進めるには

●顧客(排出事業者)の業種ごとの具体的な戦略

東京都内の排出事業者は、建設業と上下水道を除くと中小規模の製造業が中心ですが、都心部では外食・宿泊・各種サービス業からも多くの産業廃棄物が発生しています。以下に、都内の主な排出事業者を想定した際の取り組み方を紹介します。

製造業に対するサーキュラーエコノミー支援



製造業では、特定の素材が一定量まとまって排出される一方、事業者ごとの排出量は比較的小ロットで、かつ継続的に排出される傾向があるため、排出される廃棄物の特性を深く理解し、付加価値の高い再資源化モデルを構築することが重要になります。

製品のライフサイクル全体への関与

■ **逆物流の構築** 使用済み製品回収システム(逆物流)を構築・運用し、分解・分別・再資源化を一貫して担います。
例 → 電子機器メーカーと連携し、使用済み製品を回収して分解し、レアメタルなどを回収する。

高純度なマテリアルリサイクル

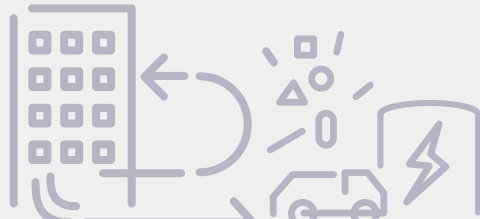
■ **顧客連携** 顧客企業と連携し、製造工程の初期段階からリサイクルしやすい素材選定(モノマテリアル化)や排出時の高精度な分別を提案します。

■ **技術投資** 混合廃棄物から特定の素材を高純度で回収する選別技術や、素材の化学的再生技術に投資します。
例 → 廃プラスチックをペレット化して元の製品の原料として供給する、廃液から有用な化学物質を回収するなど。

デジタル技術の活用

■ **トレーサビリティの提供** 廃棄物の発生から再資源化までの履歴をブロックチェーンなどの技術で可視化し、排出事業者に対して資源循環の証明書を発行します。これにより、顧客企業のブランド価値向上にも貢献します。

外食・宿泊・各種サービス業に対するサーキュラーエコノミー支援



都心部に多いこれらの業種は、多様な種類の廃棄物が少量ずつ発生する傾向があります。産業廃棄物処理業者は効率的な回収システムと、有機性廃棄物の利活用に注力することが重要です。

有機性廃棄物の高付加価値化

■ **食品ロス削減の支援** 外食・宿泊業向けに、AIを活用した需要予測に基づく食材発注の最適化や、食品ロスを削減するためのコンサルティングを提供します。

■ **食品残渣の資源化** 食品残渣を堆肥や飼料に活用したり、バイオガスプラントで資源化するシステムを構築・運用します。地域農業や畜産業と連携した資源循環モデルの構築が重要です。

都市型リサイクルネットワークの構築

■ **効率的な回収** 都心部の限られたスペースでも効率的に分別・回収できるよう、小型車両やデジタルツールを活用した動態管理システムを導入します。

■ **異業種連携** 宿泊業で発生する廃石鹸のリサイクルや、繊維リサイクルなど、業種横断的な回収ネットワークを構築します。

プラスチック廃棄物の循環

■ **使い捨てプラスチック削減** 排出事業者に対して、詰め替えボトルやデジタルキーなど、使い捨てプラスチックを代替するソリューションを提案します。

■ **プラスチックのクローズドループ** 回収したプラスチックを、自社の処理技術で再生し、排出事業者が再度利用できる形で供給するクローズドループシステムを構築します。

製造業・商業施設等で進むサーキュラーエコノミーの事例

以下の事例は、製造業や商業施設がサーキュラーエコノミーの実装に向け、回収・再資源化・再利用までを見据えた資源循環の設計・運用に取り組んでいるものです。産業廃棄物処理業者にとっては、単なる処理受託にとどまらず、分別品質の高度化や資源管理、関係者間の調整を担うことで、循環型ビジネスの中核的な役割を果たせる可能性を示す先行事例です。

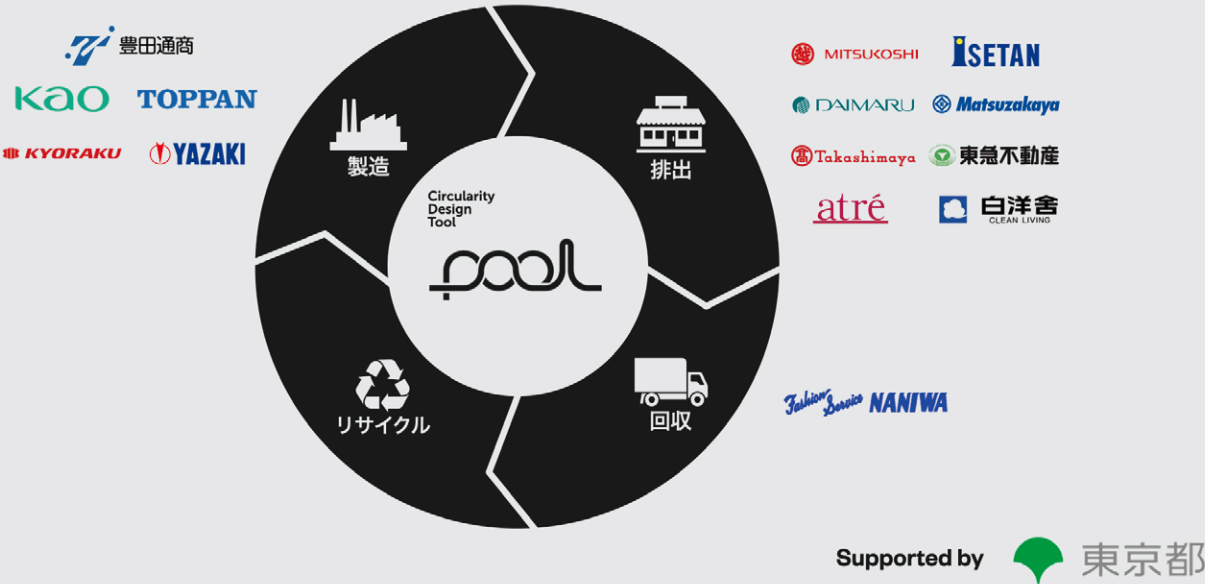
●レコテック：POOL PROJECT TOKYO

再生資源プラットフォームサービス・資源循環コンサルティング事業を運営するレコテック株式会社は、東京都と共同し、都内の商業施設から発生するプラスチックを回収し、高度なマテリアルリサイクルを展開しています。発生元の各企業と、リサイクル加工業、そして再生されたプラスチックを利用する製造業者までトレーサビリティがとれた循環型サプライチェーンが構築されています。

Point
同社は、商業施設由来のプラスチックの資源循環を実装しています。
産業廃棄物処理業者がコーディネーターとして連携調整や循環の可視化を担える可能性を示す好事例です。



poolによるプラスチックの循環型サプライチェーン



●キヤノン：「製品 to 製品」の資源循環を追求

電気機器メーカーのキヤノンは、限りある資源を繰り返し使い続ける高度な循環型社会の実現に向け、「製品 to 製品」の資源循環を追求しています。オフィスで使用した複合機本体を回収し再使用（リユース）したり、使用済みトナーカートリッジから取り出したプラスチック材料をトナーカートリッジの原材料として繰り返し再利用するクローズドループリサイクルといった再資源化の取り組みを継続的に展開しています。

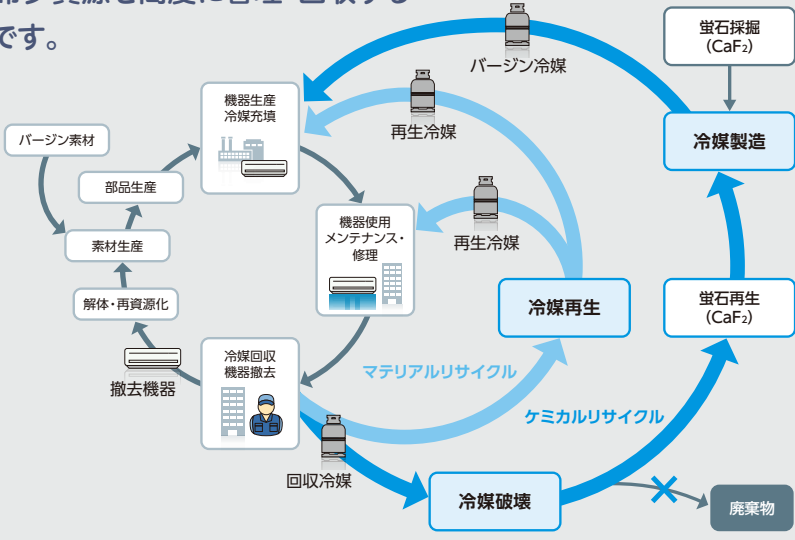
Point
同社は、製品回収から再使用・再資源化までを自社内で実装しています。
産業廃棄物処理業者にとって、分解・選別品質と製品設計との連携が競争力になる点が示されています。



●ダイキン：冷媒エコサイクルの構築

空調機器メーカーのダイキンは、資源枯渇や廃棄物問題への懸念が深まる中で大量生産・大量消費からの脱却を目指し、製品や原料を廃棄しないことを前提としたサーキュラーエコノミーへの移行を目指しています。銅やアルミニウムのような金属類の他、貴重な鉱物資源の蛍石から作られる冷媒の回収・再生システムの構築に取り組んでいます。

Point
同社は、冷媒や金属資源の回収・再生を体系的に構築しています。
産業廃棄物処理業者にとっては、希少資源を高度に管理・回収する新たな付加価値業務の先行事例です。



産業廃棄物処理業者に求められる変化

産廃処理業者に求められる役割が大きく変わろうとしているんだよ。

そう、時代の変化とともに、役割の中身も見直されつつあるんだ。

これまで通りでは難しくなる、ということ？

昔は当たり前だったのに、今はなくなったモノや仕事ってあるよね。

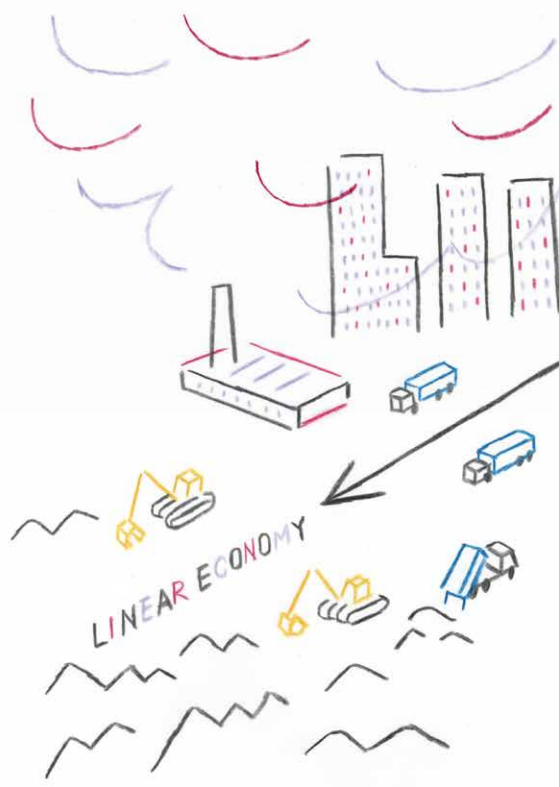
一方で、新しい役割をビジネスチャンスとする動きも出てきているよ。

新しい時代の役割を考えてみよう。

新たなビジネスの担い手も生まれてくるわけだね。

んっ？

じゃあ今のまましていると仕事が減ってしまうということ？



サーキュラーエコノミーにおいて、産業廃棄物処理業者は単なる廃棄物の回収・処分業者ではありません。資源循環の要（かなめ）として、より上流である排出事業者や、その資源・材料の調達先から積極的に関与する役割が求められています。

変わる

求められる変化の背景

資源リスクの顕在化

資源枯渇や国際情勢の変化により、安定的な代替資源の供給源として再生資源の重要性が増している。

気候変動への対応

廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減が求められている。

消費者意識の高まり

環境に配慮した製品やサービスを求める消費者が増加し、企業のサステナビリティ経営が競争力の源泉となっている。

最終処分場の残余容量の課題

東京都の廃棄物の最終処分場は東京港の埋立地にあるが、現在使用している処分場を最後に新たな埋立地を確保することはできず、残余容量にも限りがあるため、最終処分量の削減が課題となっている。

役割	従来の役割（線形経済）	サーキュラーエコノミー（循環経済）
主な業務	廃棄物の収集・運搬、最終処分	資源循環の取りまとめ役として、排出事業者へ提案・実施支援を行う
提供価値	適正処理とコンプライアンス遵守	廃棄物を再資源化し、排出事業者のコスト削減や事業価値向上に貢献
事業形態	廃棄物処理量や重量に応じた料金体系	資源化・再利用の提案など、付加価値の高いサービスを提供
目的	廃棄物の適正処理による生活環境の保全	資源価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制

サーキュラーエコノミーに移行するリスクと機会

今のままでいると
どんな問題が
起こるのかな。

うん、
サーキュラーエコノミーへの
移行はそう簡単ではない
ところもあるよ。

移行する場合と
移行しない場合、
それぞれにリスクと
機会があるよ。

それが分からないと
ふんざりもつかないよ。

短期的には今まで通りのほうが
当然、楽なんだ。

でも長期的には
環境が少しずつ変わるよ。

移行が遅れると
お客さんの変化にも
対応できなくなるかも。

そ、それは なかなか恐ろしい
未来図だね。

のんびりはしていられ
なさそうだね。
“ゆでガエル現象”は
みんなで避けようね。

リスクと機会の中身を
詳しく見てみよう。

産業廃棄物処理業者にとって、サーキュラーエコノミーへの移行は、短期的なリスク（初期投資や事業転換の困難さ）を伴うものの、長期的な成長と競争力強化のための重要な機会です。一方、移行しない場合は、短期的にはコストを回避できていても、長期的には市場の変化や法規制の強化により、事業の存続が脅かされるリスクが高まります。

サーキュラーエコノミーに移行しない場合

リスク

- 競争力低下 →サーキュラーエコノミーが進む中、従来の「廃棄物処理」のみの事業では、新規参入企業に市場を奪われ競争力が低下し、処理価格の安値競争に陥る可能性があります。
- 法規制強化への対応遅れ →世界的に環境規制が厳格化する中、これに対応できないと事業継続が困難になるリスクがあります。
- 最終処分場の逼迫 →日本では最終処分場の残余年数が限られており、従来型の事業を続けると、廃棄物処理が困難になる可能性があります。
- 資源価格変動リスク →顧客が再生資源の活用を進められない場合、外部の資源価格の変動に左右されやすく、顧客経営の安定性が損なわれるリスクがあります。
- 企業価値の毀損 →ESG経営が重視される現代において、環境負荷の大きい事業モデルは企業評価を下げ、取引先等の信頼を失う可能性があります。

得られる機会

- 短期的には現行事業を継続可能 →短期的には従来の事業モデルを維持し、既存顧客や技術を活かした事業を継続できます。
- 移行コストの回避 →移行に伴う多額の設備投資や技術開発費用を回避できます。

サーキュラーエコノミーへの移行には、
初期の設備投資や様々な事業戦略を立てて
実行に移す際のハードルがあるけれど、
長期的には事業機会が拡大していくこと
になるよ。

長期的な会社の成長や存続を考えると、
移行することで機会を得られやすくなる
体制を作る必要がありそうだね。

サーキュラーエコノミーに移行する場合

リスク

- 多額の初期投資 →循環型事業への転換には、新たな設備導入や技術開発に多額の投資が必要です。
- 規制や法制度の複雑さ →循環資源の流通促進には新たなルールが必要となる一方、規制の整備不足や複雑で難解である場合があります。
- 組織内の抵抗 →従来の事業モデルからの脱却には、組織内部の意識改革や従業員の技能再習得が求められ、変化への抵抗が生じる可能性があります。
- 不確実な採算性 →新たなリサイクル技術や事業が必ずしもすぐに収益化できるとは限らず、市場の状況により採算性が変動するリスクがあります。

得られる機会

- 新たな事業モデルの構築 →「廃棄物処理」から「資源循環」へと事業転換することで、新たな収益機会を生み出します。
- 顧客との持続可能な連携 →顧客が再生材を活用することで、原材料費の高騰リスクを回避し、コスト削減と利益率の向上が達成され、持続可能な連携による事業モデルが生まれます。
- 競争力の強化 →循環型ビジネスは企業の持続可能性への取り組みとして評価され、他社との差別化につながります。
- 企業価値の向上 →環境意識の高い企業として評価され、顧客や投資家からの信頼を獲得し、企業イメージを高められます。
- 技術革新の促進 →AIやIoTなどのデジタル技術を活用することで、循環型資源の加工や生産ラインの効率化が図れ、最終処分量やエネルギー消費量の最小化が実現します。
- 資源供給の安定 →資源循環により、顧客の外部の原材料供給への依存度を減らし、資源供給の安定化を担えます。

変わる

産業廃棄物処理業者に求められる役割

サーキュラーエコノミーの達成にむけて、これまでの“廃棄物の処理”ではなく、「資源の再循環」を為していくために必要な社会変革の担い手としての役割が求められています。

変わるといっても、
実際どうすれば
いいのやら

そうすると
設備投資費も
かかるよねえ。

他にも、
排出事業者との共創や
協働で資源循環を推進すること
などがあるよ。

そういう業態変革を
目指すことも
重要な経営戦略の
一つだね。

始めやすいのは
「リサイクルの高度化」
じゃないかな。

リサイクルの
効率性を高めたり、
取扱品目を増やすこと
などがあるね。

そうすると
新たな人材の確保や
育成も必要になるね。

変わる

求められる役割 1

再資源化の推進 (リサイクルの高度化)・
脱炭素化

高度な選別と処理技術の導入

DX (デジタルトランスフォーメーション) 等の先進的な設備や
技術に投資し、廃棄物から高品質な再生資源やエネルギーを
効率的に回収する。

多様な資源循環ルートの構築

廃棄物の種類に応じて、マテリアルリサイクル、ケミカルリ
サイクル、サーマルリカバリー (熱回収) など、最適な循環
ルートを提案・実行する。

温室効果ガスの削減

廃プラスチックの再資源化に向けた設備投資や、処理作業機
器類の電動化などによる GHG 排出量の削減を推進する。

求められる役割 2

排出事業者との
共創・協働の取り組み

排出抑制・リユースの提案

廃棄物の発生源となる排出事業者に対し、発生量を減らすた
めのプロセス改善や、再使用を促す提案を行う。

デジタル・プロダクト・パスポート(DPP)への対応

EUで導入が進む、製品のトレーサビリティ情報をデジタル
で管理する仕組みに対応し、資源の追跡可能性を確保する。

求められる役割 3

ビジネスモデルの変革

付加価値の高いサービスの提供

単なる廃棄物の処理だけでなく、排出事業者とともに持続可
能なサプライチェーンを構築するための支援サービスを提
供し、実施における協働事業者となる。

協業・連携の強化

他のリサイクル業者やメーカーと連携し、クローズドルー
プ・リサイクルの仕組みを構築する。

求められる役割 4

情報発信と啓発

透明性の確保

処理・リサイクルのプロセスや成果を可視化し、排出事業者や
社会に対し、資源循環への貢献度を積極的に情報発信する。

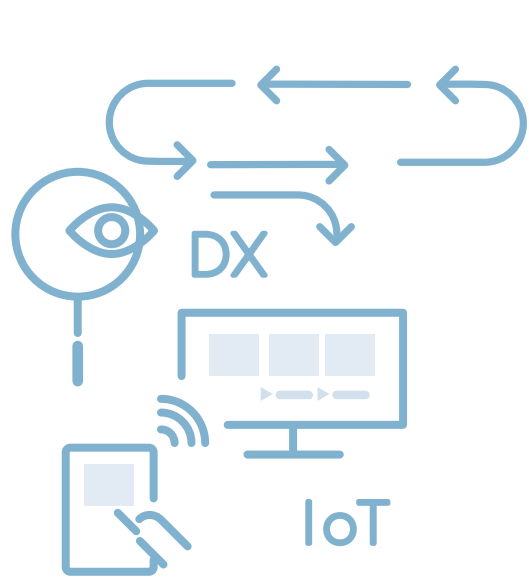
教育・啓発活動

廃棄物の適正処理や資源循環に関する情報を提供し、社会全
体の意識向上に貢献する。

処理業者のファーストステップ

●自社事業を継続・発展させるために必要な対応は

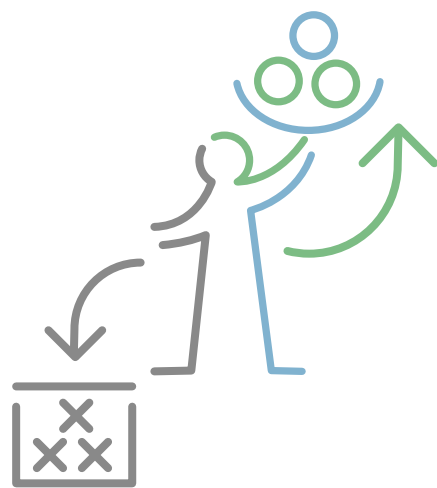
産業廃棄物処理業におけるサーキュラーエコノミーへの移行のファーストステップは、現在の廃棄物フローを正確に把握・可視化し、廃棄物を貴重な「資源」として捉え直すことです。具体的なファーストステップと取り組みは以下の通りです。



1 現状の廃棄物フローの把握と可視化

まずは現状分析を進め、
情報管理を効率化します。

- 排出物の種類と量を正確に把握: どのような廃棄物が、どれくらいの量発生しているのかを詳細に調査します。
- デジタル技術の活用: DXの推進により、IoTやブロックチェーンなどのデジタル技術を導入することで、廃棄物の発生から最終処理までのトレーサビリティ情報を一括管理し、可視化・効率化を図ることができます。



2 廃棄物の「資源」としての再評価

「廃棄物」を処理するという考え方を転換し、
「資源」として新たな価値を見出します。

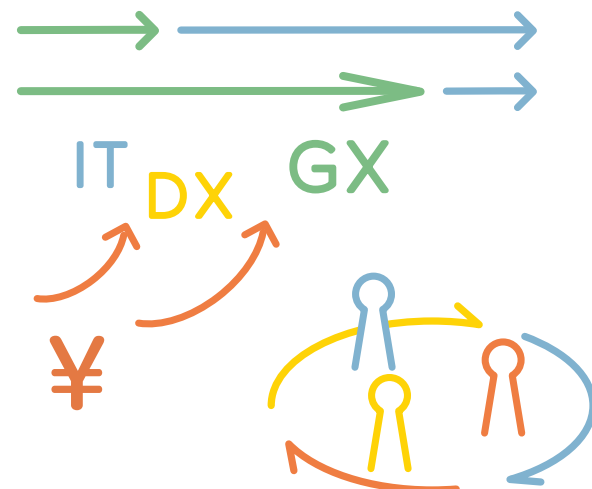
- リサイクル可能性の評価: 現在埋立・焼却されている廃棄物の中に、技術的にリサイクル可能なものがないか評価します。
- 再生材の価値の最大化: 回収した資源に新たな付加価値を付与する「アップグレードリサイクル」の可能性を検討します。



3 組織・事業体制の見直し

これまでの体制を土台にしながらも、
移行戦略を進めるには、
体制のアップデートが求められます。

- 専門部署の設置: サーキュラーエコノミーへの対応を専門とする部署を設置し、市場動向や法規制の変化を常に把握します。
- 人材育成: 廃棄物処理の知識に加え、コンサルティング能力やデジタル技術の知識を持ち、情報発信力に優れた人材を育成します。
- 経営体制の強化: 事業規模の拡大や多角化、コスト削減と効率化、競争力強化等に向け、状況に応じて経営統合や合併も視野に入れます。



4 移行に必要な投資・協業・ 財務計画の策定

技術投資: 高度な選別・再生技術の
導入と共に、ITやDXの推進など
デジタル化や、脱炭素化に向けたGX
(グリーントランスフォーメーション)
推進の投資計画を策定します。

- 事業ポートフォリオの見直し: 廃棄物の処理・運搬が中心となっている収益構造から、再資源化事業やソリューション事業へと収益源を増やすためのロードマップを作成します。
- パートナーシップ戦略: 潜在的な協業先（製造業、サービス業、リサイクル技術ベンダーなど）を特定し、関係構築を進めます。
- 財務モデルの再構築: 新規事業への投資と、従来の事業からの収益バランスを考慮した財務計画を立てます。

4 国内制度利用のすすめ

各種の補助事業の活用

産業廃棄物処理業者のサーキュラーエコノミーへの転換を推進するため、国や東京都からの補助事業が実施されています。

※2026年2月の時点での情報です。最新の情報は別途ご確認ください。

国補助事業

1 先進的な資源循環投資促進事業（環境省・経済産業省）



補助率：1/2、1/3

i. CO₂排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する制度

ii. 革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

蓄電池など脱炭素化(GX)に必要な製品に再資源化された循環型資源(リチウム等)を供給する事業者に、資源回収・精製設備投資の支援を行う制度

2 プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（環境省）



補助率：1/2、1/3

i. 省CO₂型プラスチック資源循環設備への補助

プラスチックのリサイクル設備、バイオマスプラスチック製造設備、プラスチックのリユースに必要な設備、複合素材のリサイクル設備等の導入を支援する制度

ii. 金属・再エネ関連製品・ベース素材等の省CO₂型資源循環高度化設備への補助

いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品や再エネ関連製品及びベース素材の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する制度

東京都補助事業

3 高度再資源化設備導入促進事業



1 **2** の国設備補助金の交付決定を受けた事業者の自己負担分額の半額(補助率1/2の場合は1/4、同1/3の場合は1/3)を東京都が補助する制度です。これにより自己負担額は1/4～1/3まで圧縮することができます。



リーフレット

4 資源循環・廃棄物処理のDX推進事業



産業廃棄物処理業者が行うDXを活用したサーキュラーエコノミーに資する事業構築に対する取組を支援します。



リーフレット

5 サーキュラーエコノミーへの移行推進事業



プラスチック資源循環に向けた2Rビジネス・水平リサイクルの社会実装・事業拡大に取り組む事業者を支援します。

取り組みを後押ししてくれる制度を活用しよう！



各種プラットフォームへの参画

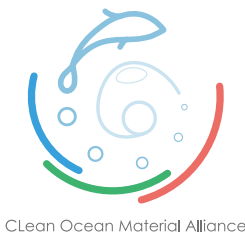
●産業廃棄物処理業者向けサーキュラーエコノミープラットフォームとは

CLOMA、J-CEP、CPs 等のサーキュラーエコノミープラットフォームは、企業・自治体・研究機関などが連携し、資源循環型ビジネスの創出や社会実装を進めるための協働基盤です。産業廃棄物処理業者にとっては、「廃棄物処理」から「資源循環を担う中核的役割」へと事業領域を広げる重要な接点となります。

これらのプラットフォームでは、再資源化技術や分別・回収ノウハウの共有、異業種連携、実証事業や政策動向に関する情報が提供されます。参画することにより、排出事業者や製造業との連携強化、新たな循環ビジネスの創出、対外的評価の向上につながり、事業転換と競争力強化を支える戦略的ツールとして位置づけられます。

CLOMA
クロマ / Japan Clean Ocean Material Alliance

CLOMAは、プラスチック資源循環の高度化を目的とする企業主導のプラットフォームで、製造業や素材メーカー、リサイクラーなどが幅広く参画しています。産業廃棄物処理業者にとっては、廃プラスチックの高度選別・再資源化技術や、ケミカル・マテリアルリサイクルの最新動向に触れられる点が特長です。実証事業やワーキンググループを通じて排出事業者のニーズや設計段階の課題を把握でき、循環設計を前提としたパートナーを目指すうえで有益な場となります。



J-CEP
ジェイ・セップ / Japan Circular Economy Partnership

J-CEPは、一般社団法人エコシステム社会機構（略称：ESA）のサーキュラーエコノミータスクフォースとして、企業が中心となり、住民・行政・大学と連携しながら新たな循環型事業の創出を目指す共創パートナーシップです。事例共有や交流を通じて、サーキュラーエコノミーに関する新規ビジネス開発を目指す企業の実践的・分野横断的な産官学連携を促す場として機能します。



CPs
シーピーズ / Circular Partners

CPsは、自治体や企業、関係団体が連携し、地域レベルでの資源循環や実装型プロジェクトを重視するプラットフォームです。特定地域や資源に焦点を当てた現場起点の取り組みが多く、実務的な議論が進みやすい点が特徴です。産業廃棄物処理業者にとっては、自治体や地元排出事業者と連携し、回収・再資源化スキームの構築や実証に取り組みやすく、地域循環の担い手としての役割を示せる場となります。



東京都による研修動画・コーディネータ派遣

●研修動画

東京都は「ゼロエミッション東京戦略」のもと、サーキュラーエコノミーを政策の柱として推進しています。その一環として、排出事業者や産業廃棄物処理業者向けに、サーキュラーエコノミーの意義や実践事例を解説する研修動画が作成されています。本動画では、サーキュラーエコノミーの基礎から事例までを学ぶことができ、再資源化提案力の向上や循環ビジネス検討に役立ち、社内研修にも活用可能です。



Part1 | SDGs経営とサーキュラーエコノミー
～循環経済型ビジネスへの移行～ | 21分



本パートは、SDGsの理念を踏まえ、サーキュラーエコノミー（循環経済）の基本と企業活動との関係を解説します。「廃棄物処理中心」から「資源価値を高める循環型ビジネス」への転換の重要性を整理し、企業にもたらすメリットや経営戦略、ステークホルダーとの関係強化について学べる内容です。

Part2 | サーキュラーエコノミーへの転換に向けて
～具体的事例や取り組みの紹介～ | 19分



本パートは、サーキュラーエコノミー導入に向けた具体事例を紹介します。企業・自治体・産業廃棄物処理事業者の実例から、分別・再資源化の高度化や素材循環、異業種連携、ビジネスモデル変革の実践と成果を解説します。あわせて、課題対応や関係者連携のポイントも示され、実務に役立つ内容です。

●産業廃棄物処理業者向け循環経済移行促進コーディネータ派遣

東京都はリサイクルを進めたい排出事業者や、リサイクル素材を調達したい製造業者・建設業者等と産業廃棄物処理業者とのマッチングを促進することを目的に、産業廃棄物処理業者へコーディネータを派遣します。

対象事業者

東京都の優良性基準適合認定制度の認定（認定取得予定を含む）を受け、東京都内において産業廃棄物処理の実績を有している者

申込先

コーディネータは事業者に業務委託しております。ご希望の方は、各申込先までメール又は電話でお申し込みください。
なお、ご相談内容によっては、コーディネータの派遣ができない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

支援内容の詳細は東京都環境局のこちらのサイトをご覧ください。▶

